

一般社団法人 体験設計支援コンソーシアム 入会金及び会費規定

第1条（会員とは）

1. 正会員とは本コンソーシアムの活動趣旨に賛同し、積極的に活動に参画する意思を持つ社員、あるいは理事会の議を経て承認された法人または個人を言う。
2. 一般会員（賛助会員）とは本コンソーシアムの活動趣旨に賛同し、法人間の相互交流、提携を目的とする法人を言う。
3. 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

第2条（会員種別と会費）

1. 会員は、毎年7月までにその年度の会費（以下「年会費」という）を納入しなければならない。
2. 入会金及び年会費は次の通りである。尚、納入した入会金、年会費は返還しない。

会員種別	条件	正会員		一般（賛助）会員	
		入会金	年会費	入会金	年会費
法人会員 ①	資本金 1000 万円未満、従業員 10 人未満の企業、あるいは会員数 100 未満のその他法人※1	5,000 円	20,000 円	5,000 円以上 あるいは相殺	10,000 円以上 あるいは相殺
法人会員 ②	資本金 3 億円未満、従業員数 300 人未満の企業、あるいは会員数 300 未満のその他法人※1	10,000 円	60,000 円	10,000 円以上 あるいは相殺	30,000 円以上 あるいは相殺
法人会員 ③	資本金 3 億円以上、従業員 300 人以上の企業あるいは会員数 300 以上のその他法人※1	30,000 円	120,000 円	30,000 円以上 あるいは相殺	60,000 円以上 あるいは相殺
個人会員	法人格を持たない一般人、あるいは所属する法人とは別に参加する個人	3,000 円	10,000 円		
学生会員	高等教育機関に在籍中の学生で社会人を除く			1,000 円	3,000 円
学術会員	個人会員で所属法人が理事会で認めた研究機関である場合	免除			

※1. 「その他法人」とは企業を除く一般社団法人等の法人格をもつ団体を意味し、その他法人が一般会員を選択した場合入会金、年会費は原則相殺とする。

※2. 上記の条件でなくなった場合は次の年度より種別が変更となる。

第3条（会員登録）

会員としての登録は次のようになる。

法人会員①	法人を代表する者1名
法人会員②③	法人を代表する者及びその他2名以内
法人賛助会員	法人を代表する者2名以内
個人会員	1名
学生会員	1名
学術会員	1名

以上

令和元年5月24日